

児童手当の支給漏れについて

児童手当については、令和6年10月の制度改正に伴い、受給範囲が拡大しましたが、第3子以降に高校生がいる世帯への支給漏れが判明しました。

■経緯

令和7年4月25日(金) 児童手当を支給すべき日

令和7年4月28日(月) 支給対象の方から問い合わせを受け、市で確認をしたところ、対象者の一部への支給漏れが判明

■原因: 児童手当を管理しているシステムの委託業者が、制度改正に係る改修業務を実施した際に、システムの設定作業に誤りがあったため。

■対象

世帯: 第3子以降に高校生がいる世帯

件数: 80件

金額: 674万円

■対応: 該当する世帯の方には、電話で謝罪をした上で、同年5月2日(金)までに支給できるよう手続きを進めております。

■再発防止策: 委託業者で速やかにシステムを修正するとともに、今後、制度改正がある際には、必ず市と委託業者で情報共有を行い、適正に児童手当を支給できるよう努めてまいります。

お問い合わせ先
健康こども部子育て支援課
担当: 久保木・三宅
☎ 043-421-6124